

議案第 21 号

裁判上の和解について

大阪地方裁判所平成30年（ワ）第2492号損害賠償請求事件について、次のとおり、裁判上の和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

1 和解の相手方

大阪市此花区西九条五丁目3番28号

エスエヌ環境テクノロジー株式会社

代表取締役 下田 栖嗣

2 和解の概要

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として6,400万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、令和3年5月14日限り、原告の指定する口座に振り込む方法によって支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

- (3) 原告はその余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、本件に関し、原告と被告との間には本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 事件の概要

- (1) 市が相手方に対し、平成27年10月17日に発生した飛騨市クリーンセンターの火災事故により被った損害賠償金として、金3億2,479万90円及びこれに対する平成27年10月17日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求めたもの。
- (2) 令和3年2月12日に大阪地方裁判所から本市及び相手方に対し、和解案が提示された。